

市民スポーツ活動振興事業交付金交付要綱

第1条 この要綱は、石川国体の開催を契機として、地域におけるスポーツ活動や児童のスポーツ活動をさらに奨励し、促進させるとともに、市民のスポーツ愛好者の底辺拡大を図るため、市民スポーツ活動振興事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この交付金の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域スポーツ交流推進事業 地域間のスポーツ交流交歓会への派遣又は受入れを行う事業をいう。
- (2) 地域スポーツ振興事業 公民館が実施する地域スポーツ活動の促進、又は総合型地域スポーツクラブの設立に向け活動している団体の支援を通し、地域スポーツの普及及び振興を図る事業をいう。
- (3) 児童スポーツクラブ健全育成事業 スポーツを日常化させるため、児童スポーツクラブのスポーツの普及拡大を図る事業をいう。
- (4) スポーツ少年団交歓事業 各都市のスポーツ少年団に所属する団員の参加のもとに、規律ある集団生活を行い、これら団員との友情とスポーツ少年団活動の推進を図る事業をいう。

第3条 交付金は、前条各号に掲げる事業を実施するスポーツ団体、地区公民館等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条 交付金の交付の対象となるもの並びに交付金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成4年4月1日決裁）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の名称	交付金の交付の対象となるもの	交付金の額及び限度額
地域スポーツ交流推進事業	市内に住所を有する10人以上の者で構成され、市内で活動している青少年団体、婦人団体、スポーツサークル、スポーツ少年団その他市長が適当であると認める団体（右欄において「団体」という。）	県内外の団体との交流交歓会に要する費用とし、その額は、1団体につき、5万円を限度とする。
地域スポーツ振興事業	その設置に係る地域又は教育委員会が定める複数の地区公民館に係る地域（「ブロック」という。）におけるスポーツ大会、講習会、教室等（以下「スポーツ大会等」という。）を2種目以上開催する地区公民館	当該スポーツ大会等の開催に要する費用（用具購入費を含む。）とし、その額は10万円を限度とする。
	総合型地域スポーツクラブの設立の促進を図る活動団体で、市長が適当であると認めるもの	当該設立の促進活動に要する費用とし、1団体につき、その額は、10万円を、その交付する期間は、2年を限度とする。
児童スポーツクラブ健全育成事業	スポーツ活動を行う養護施設に設置されたスポーツクラブ、スポーツの総括的な普及活動及び対外交流活動を行う金沢市スポーツ少年団本部並びに市長に届出のある児童スポーツクラブで市長が適当であると認めるもの	スポーツの普及拡大の事業の実施に要する費用とし、その額は、養護施設に設置されたスポーツクラブにあつては、1スポーツクラブにつき9万円、金沢市スポーツ少年団本部にあつては、25万円を、市長に届出のある児童スポーツクラブにあつては、1スポーツクラブにつき2万5千円を限度とする。
スポーツ少年団交歓事業	金沢市スポーツ少年団	各都市のスポーツ少年団とのスポーツ活動、野外活動等の交流及び交歓に要する費用とし、その額は、80万円を限度とする。

市民スポーツ活動振興事業交付金交付基準

1 交付金の交付回数

交付金の交付となるものは、1年度につき、1回とする。

2 地域スポーツ交流推進事業

- (1) 交流交歓会に要する費用とは、旅費（グリーン料金を除く。）宿泊費、施設使用料、審判員謝礼金をいう。
- (2) 交付金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる用件を備えている団体をいう。
 - ア 活動と運営が定期的、計画的、継続的に行われている団体。
 - イ 設立後少なくとも2年以上経過し、1年度におおむね40回以上活動している団体。

3 地域スポーツ振興事業

- (1) 地域スポーツとは、地域で行う、バレーボール、ソフトボール、バドミントン、ソフトバレーボール、トリムバレーボール、グラウンド・ゴルフ、ラージボール卓球、インディアカ、フレッシュテニス、ペタンク、ターゲットボードゴルフ、綱引きおよびバウンドテニスなどをいう。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ設立の促進活動団体支援交付金
設立の促進活動に要する費用とは、講習会、視察への出席者交通費、講習会実施のための講師派遣費等をいう。

4 児童スポーツクラブ健全育成事業

交付金の交付の対象となるもののうち、市長に届出のある児童スポーツクラブで市長が適当であると認めるものとは、次の各号に掲げる要件を備えるスポーツクラブをいう。

- (1) 次のいずれかに該当する者の指導を受けて日常スポーツ活動を行っていること。
 - ア スポーツ指導者に関する資格を有する者
 - イ 教員免許又は社会教育主事の資格を有する者
 - ウ スポーツ指導または児童グループ育成に関する講習会を受講した者
- (2) 年間の事業計画が立案され、かつ、予算および決算報告がなされていることなど、明確な活動を続けていること。
- (3) 団員が10人以上所属していること。

< 算 定 基 準 >

(1) 児童スポーツクラブ

基本交付額 15,000 円

次の要件を満たした団体にそれぞれ 5,000 円を加算して交付する。

①下記のア～ウのいずれかに該当する指導者が 2 人以上いる団体。

ア. スポーツ指導者に関する資格を有する者

イ. 教員免許または社会教育主事の資格を有する者

ウ. スポーツ指導者または児童グループ育成に関する講習会を受講した者

②団員が 20 人以上所属している団体。

指導者数	団員数	交付予定額
2 人以上	20 人以上	25,000 円
	10～19 人	20,000 円
1 人	20 人以上	20,000 円
	10～19 人	15,000 円

(2) 児童養護施設

90,000 円

(3) 金沢市スポーツ少年団本部

250,000 円